

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程の一部を変更する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程の一部を変更する規程

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程（令和2年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p><b>第18条</b> 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p><b>第19条</b> 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの<u>範囲</u>で当校が定める時間をもって1単位とする。 (2) (削除) (2) 臨地実習 30時間から45時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</p> <p>(略)</p> <p>第10章 賞罰 (褒賞)</p> <p><b>第29条</b> 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。 (懲戒)</p> <p><b>第30条</b> 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、懲戒に必要な事項は別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>別記第1号様式(第28条関係) <u>校長印</u></p> <p>(略)</p> <p>別表(第18条、27条関係) (削除)</p>	<p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p><b>第18条</b> 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p><b>第19条</b> 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの<u>間の時間数</u> (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数 (3) 臨地実習 <u>45時間</u></p> <p>(略)</p> <p>第10章 賞罰 (褒賞)</p> <p><b>第29条</b> 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。 (懲戒)</p> <p><b>第30条</b> 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>別記第1号様式(第28条関係) <u>学校長印</u></p> <p>(略)</p> <p>別表(第18条、27条関係) 時間数</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。